

平成16年度第4回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会  
議事概要

開催日及び場所	平成17年3月30日(水)	官庁営繕部会議室														
委員	委員長 沖塩 莊一郎 (東京理科大学名誉教授) 委員長代理 谷口 汎邦 (東京工業大学名誉教授) 委員 神田 良 (明治学院大学経済学部教授) 宮本 健蔵 (法政大学法学部教授)															
抽出案件	(備考)															
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事〔小計〕</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>一般競争</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>公募型及び工事希望型指名競争</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>以外の指名競争</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4件</td> </tr> </table>	工事〔小計〕	3件	一般競争	0件	公募型及び工事希望型指名競争	1件	以外の指名競争	1件	随意契約	1件	コンサルタント業務	1件	合計	4件		
工事〔小計〕	3件															
一般競争	0件															
公募型及び工事希望型指名競争	1件															
以外の指名競争	1件															
随意契約	1件															
コンサルタント業務	1件															
合計	4件															
	意見・質問	回 答														
委員からの意見・質問、それに対する国土交通省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり														
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし															

委 員	国 土 交 通 省
<p><b>1. 官庁営繕部工事及びコンサルタント業務等の発注状況について</b> 特に意見はなし</p> <p><b>2. 指名停止等の運用状況について</b> 特に意見はなし</p> <p><b>3. 抽出案件の審議</b> <b>(1) 公募型指名競争入札</b> <b>【国立国会図書館東京本館改修(04)電気設備(通信)工事(総合評価方式)】</b> 評価基準について、優、良、可としているが、優と良の評価基準は、応札者に対して明示していないのか。</p> <p>本工事の加算点(10点)の設定について、今回はこの加算点で妥当だったか。せっかく総合評価方式を行うのであれば、加算点の影響度が大きいほうがいいという考えもあると思うが。</p> <p>加算項目は、制度として決められているのか。</p> <p>今回の加算点は、仮設計画に関する事項を、リサイクル推進計画に関する事項より高くしているが、その根拠は何か。</p> <p>総合評価方式で行ったものについて、評価値とできあがったものとの関連を検証しているか。</p> <p>本工事の場合は、仮設計画に関する事項を加算項目としているが、これまで品質に関する加算項目を設定した例はあるのか。今後のためにも、品質に関する加算項目を設定したものについて、その評価とその成果をきちんと把握しておくことが重要と考える。</p>	<p>明示していない。ただし、標準案は、応募様式に記載しており、標準案の提案であれば評価は可である。</p> <p>総合評価を行う場合、現在国土交通省では原則として10点の加算点で行うことにしている。営繕工事では、従来5点で行うことが多かったが、それを引き上げ、加算項目に対する経済的効果がより大きく反映されるようになっている。</p> <p>加算項目は、各発注機関が、工事内容に応じて、工事毎に決めている。</p> <p>今回の工事では、火災報知器の更新が主であるため、その施工方法を提案させた仮設計画に関する事項の比重をリサイクル計画よりも高めたものである。</p> <p>加算項目は、仮設計画に関する事項など完成品のできあがりに直接反映されるものとは限らない。総合評価方式は、社会的な要請に対する対応方針や取組意欲を評価しているものであり、業者側に提案をしていただくことに意義がある。</p> <p>エレベーターの着床の際のブレを加算項目に設定した例がある。</p>

**(2) 通常指名競争入札**

**【中央合同庁舎第5号館改修(04)機械設備その他工事】**

2者について低入札価格調査が行われているが、予定価格の積算項目として掲げている4つの項目(自動制御装置、給排水設備、電気設備、共通費)のうち、どこの部分において予定価格との差が最も大きかったのか。

**(3) 随意契約**

**【外務本省改修(04)電気設備工事】**

随意契約の理由は何か。

**(4) コンサルタント業務 公募型プロポーザル方式**

**【内閣府庁舎基本計画資料作成業務】**

- 応募が2者であったことについて、どのように考えるか。

「技術提案書を特定するための評価基準」に係る項目の中の「取組意欲」について、「ヒアリングにより評価を行う」とされているが、その評価方法はどのような内容か。

**(5) その他**

入札・契約の適正化のため、近年様々な新しい方式が導入されているが、その結果、成果がでることや予想しなかった問題に遭遇することもあると考えられる。新方式採用に対する結果の評価は大切である。入札監視委員会は、官庁営繕部が発注した個々の工事等について、入札・契約手続の適正さ等について審議を行う機関ではあるが、その結果についても報告をもらえれば、今後の審議の参考になると思う。

1者は自動制御装置において、もう1者は共通費においてである。

今回の工事は、免震層に火災報知器の設置を行うなど、既設装置を含めた総合調整が必要であり、改修後のそれらの設備が一体的に機能する必要があったことから、元施工者と随意契約をしたものである。

本業務はPFI事業実施の前段階の業務であり、本業務を受託した場合、PFI事業の事業者側として設計に参加することができないため、応募が少なかったのではないと思われる。

7名により構成された建設コンサルタント選定委員会において、委員側がそれぞれの視点をもって応募者に質問を行い、その回答に応じて点数を付け、それらを平均化することによって評価を行うものである。

**(再苦情処理について)**

- ・今回は無かった旨、国土交通省より報告。

